

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 指定業務の就業基準に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）のセンター会員の就業規約及びセンター適正就業に関する規程に基づき、指定業務の就業基準に関する事項を定めるものとする。

(対象業務及び就業場所)

第2条 この要綱の対象業務及び就業場所は、適正就業検討委員会（以下「委員会」という。）において指定するものとする。

2 前項の規定により委員会が指定した対象業務及び就業場所は、理事会に報告するものとする。

(就業期限)

第3条 就業期限は、発注者との契約に基づき1年以内とし、次年度も継続する見込みのあるときは、その期限を更新することができるものとする。

2 就業期限の基準日から最長5年を限度とし、就業の更新を繰り返すことができる。ただし、就業を希望する会員のいない場合は、交代する会員が決定するまでの期間に限り、就業期間の延長を認めることができる。

3 指定された就業場所は、重複して就業できないものとし、就業期限満了前に別の対象となる就業場所に移った者の就業期間については通算するものとする。

4 天災や発注者に起因する事由により、就業を休止する期間が6か月を超える場合は、6か月を単位として就業期限を延長することができる。

5 就業期限の基準日は、4月1日及び10月1日とする。

6 就業開始の際は、当該会員に対してあらかじめ就業期限確認書（別紙様式第1号）を交付する。

7 就業期限の満了となる会員に対して、事前に就業期限満了通知書（別紙様式第2号）を交付し、就業期限について通知する。

8 就業期限満了後、指定された就業場所での就業開始は、原則として6か月経過後とする。

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会で審議のうえ、その都度理事会において定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

2 旧岩槻市の社団法人岩槻市シルバー人材センター就業基準要綱（以下「旧岩槻市要綱」という。）附則適用者については、第3条第2項の規定にかかわらず就業期限は、平成18年3月

3 1 日までとする。

- 3 旧社団法人岩槻市シルバー人材センター（以下「旧岩槻市ＳＣ」という。）会員で、旧岩槻市要綱附則適用者以外の会員の、同要綱施行日以降における就業期間の算定については、旧岩槻市ＳＣ会員であった期間を通算して第３条第２項の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日現在において別表１に定める業務に就業している会員で、次表に掲げる継続就業年数欄に該当する会員については、第３条第２項の規定にかかわらず同表の就業期限欄に定めるそれぞれの就業期限とする。

区分	継続就業年数 (平成１８年４月１日現在)	就業期限
1	７年以上の就業者	平成１８年９月３０日
2	５年以上の就業者	平成１９年９月３０日
3	３年以上の就業者	平成２０年９月３０日

- 3 前項の継続就業年数を算定するにあたっては、就業を開始した年度は含めないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成１８年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年１１月２６日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する改正前の公益法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱別表１に規定する対象業務及び就業場所は、改正後の公益法人さいたま市シルバー人材センター就業基準に関する要綱第２条第１項の規定により適正就業検討委員会が指定し、同条第２項の規定により理事会に報告したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

就業期限確認書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日

1. 就業期限とは、繰り返し更新できる期限で、基準日から最長5年を限度とし、会員個人の就業を保障する期限ではありません。

2. センター及び発注者の都合により、契約を途中で打ち切ることもあります。

3. 発注者より就業交代の申し出があった場合、就業を打ち切ることもあります。

4. 就業態度、会員間のトラブル等により、業務に支障がある場合は、就業を中止する場合があります。

5. シルバーの理念である「自主・自立」「共働・共助」を常に心掛け、誠実に業務を履行することが大切です。

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
理事長

年 月 日

就業期限満了通知書

会員番号	
氏 名	様
就業場所	
就業内容	
基 準 日	年 月 日
就業期限	年 月 日

上記のとおり通知いたします。

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

理事長

